

2025年12月25日 一部改正
2025年7月30日 技術委員会 審議
2025年12月19日 国土交通大臣 認可

旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件

改正対象

鋼船規則 B 編, C 編, CS 編
鋼船規則検査要領 B 編, C 編, CS 編
高速船規則／同検査要領

改正理由

2022年4月に発生した小型旅客船の事故を踏まえて、国土交通省において実施された各種検討の結果、小型旅客船等の安全対策を強化するため、船舶区画規程の一部要件が2024年10月に改正され、2025年3月に船舶検査心得が一部改正された。

このため、当該改正に基づき、関連規定を改める。

改正内容

旅客輸送貨物船等については、いずれの1区画に浸水した場合であっても有効な損傷時復原性を有するよう水密隔壁を配置しなければならない旨規定する。

施行及び適用

2026年1月1日から施行

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

ID:DH25-03

「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考												
<p>鋼船規則 B 編 船級検査</p> <p>2 章 登録検査</p> <p>2.1 製造中登録検査</p> <p>2.1.7 検査*</p> <p>-2. 船体及び艤装</p> <p>船体及び艤装に関しては、表 B2.7 に示す検査対象のうち該当するものを実施しなければならない。</p> <p>表 B2.7 検査 – 船体及び艤装</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査対象</th><th>満足すべき事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(1~21 は省略)</td></tr> <tr> <td>22 水位検知警報装置</td><td>(1) 可視可聴警報を含めた作動試験を実施する。 (23~37 は省略)</td></tr> </tbody> </table>	検査対象	満足すべき事項	(1~21 は省略)		22 水位検知警報装置	(1) 可視可聴警報を含めた作動試験を実施する。 (23~37 は省略)	<p>鋼船規則 B 編 船級検査</p> <p>2 章 登録検査</p> <p>2.1 製造中登録検査</p> <p>2.1.7 検査*</p> <p>-2. 船体及び艤装</p> <p>船体及び艤装に関しては、表 B2.7 に示す検査対象のうち該当するものを実施しなければならない。</p> <p>表 B2.7 検査 – 船体及び艤装</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査対象</th><th>満足すべき事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(1~21 は省略)</td></tr> <tr> <td>22 水位検知警報装置</td><td>(1) <u>規則 D 編 13.8.5, 13.8.6 及び 13.8.7</u> で要求される水位検知警報装置に対して、可視可聴警報を含めた作動試験を実施する。 (23~37 は省略)</td></tr> </tbody> </table>	検査対象	満足すべき事項	(1~21 は省略)		22 水位検知警報装置	(1) <u>規則 D 編 13.8.5, 13.8.6 及び 13.8.7</u> で要求される水位検知警報装置に対して、可視可聴警報を含めた作動試験を実施する。 (23~37 は省略)	<p>規則 D 編 13.8.5, 13.8.6 及び 13.8.7 以外で要求される水位検知警報装置についても、製造中登録検査における立会検査の対象とする。</p>
検査対象	満足すべき事項													
(1~21 は省略)														
22 水位検知警報装置	(1) 可視可聴警報を含めた作動試験を実施する。 (23~37 は省略)													
検査対象	満足すべき事項													
(1~21 は省略)														
22 水位検知警報装置	(1) <u>規則 D 編 13.8.5, 13.8.6 及び 13.8.7</u> で要求される水位検知警報装置に対して、可視可聴警報を含めた作動試験を実施する。 (23~37 は省略)													

「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則 C 編 船体構造及び船体艤装 <p>1 編 共通要件</p> <p>2 章 一般配置要件</p> <p>2.2.4 旅客輸送貨物船等に対する特別要件*</p> <p>2.2.4.1 適用</p> <p>-1. 本規定は、旅客輸送貨物船等に適用する。</p> <p>-2. 旅客輸送貨物船等とは、海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶(物のみの運送の用に供する船舶及び平水区域を航行区域とする船舶を除く。)をいう。</p> <p>-3. 次の(1)から(3)のすべてに該当する旅客輸送貨物船等に対しては、2027年4月1日以降最初に行われる製造中登録検査が開始されるまでの間はC 編 1 編 2.2.4を適用しない。</p> <p>(1) 2029年4月1日前に建造契約が行われるもの</p> <p>(2) 建造契約が存在しない場合には、2029年10月1日前に建造開始段階にあるもの</p> <p>(3) 2033年4月1日前に引渡しが行われるもの</p> <p>-4. 前-3.に該当する旅客輸送貨物船等が次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合、C 編 1 編 2.2.4を適用しなくても差し支えない。</p> <p>(1) 航海の態様、その他の事情を考慮し、管海官庁</p>	鋼船規則 C 編 船体構造及び船体艤装 <p>1 編 共通要件</p> <p>2 章 一般配置要件</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	船舶区画規定第七編 (新設) 第117条
		JG 殿に確認したところ、管海官庁による確認が必要とのことで、改めた。

「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>がやむを得ないと認める場合</p> <p>(2) 本会が適当と認める措置を講じている場合</p> <p>(3) 船舶区画規程等の一部を改正する省令（平成 20 年 10 月 29 日国土交通省令第 88 号）による改正前の区画規程第 2 編第 6 章（損傷時の復原性）の規定に適合する船舶である場合</p> <p>2.2.4.2 水密隔壁の配置</p> <p>-1. 旅客輸送貨物船等は、いずれの一区画に浸水したときにおいても、次の(1)及び(2)を満足する平衡状態で当該船舶が浮かんでいる位置に隔壁を配置しなければならない。</p> <p>(1) 浸水後の水線が浸水の可能性のあるいずれの開口の下縁よりも下方にあること。</p> <p>(2) 浸水後のメタセンタ高さが 50 mm 以上あること。</p> <p>-2. 当該船舶の構造等を考慮し、本会が差し支えないと認める場合には、この限りではない。</p>	(新規)	船舶区画規定第七編 (新設) 第 118 条

「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>鋼船規則 CS 編 小型鋼船の船体構造 及び船体艤装</p> <p>4 章 区画</p> <p>4.4 旅客輸送貨物船等に対する特別要件</p> <p>4.4.1 適用</p> <p>-1. 本規定は、規則 CS 編 4.1.1 の規定によらず、旅客輸送貨物船等に適用する。</p> <p>-2. 旅客輸送貨物船等とは、海上運送法第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶（物のみの運送の用に供する船舶及び平水区域を航行区域とする船舶を除く。）をいう。</p> <p>-3. 次の(1)から(3)のすべてに該当する旅客輸送貨物船等に対しては、2027 年 4 月 1 日以降最初に行われる製造中登録検査が開始されるまでの間は規則 CS 編 4.4 を適用しない。</p> <p>(1) 2029 年 4 月 1 日前に建造契約が行われるもの</p> <p>(2) 建造契約が存在しない場合には、2029 年 10 月 1 日前に建造開始段階にあるもの</p> <p>(3) 2033 年 4 月 1 日前に引渡しが行われるもの</p> <p>-4. 前-3.に該当する旅客輸送貨物船等が次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合、規則 CS 編 4.4 を適用しなくても差し支えない。</p> <p>(1) 航海の態様、その他の事情を考慮し、管海官庁</p>	<p>鋼船規則 CS 編 小型鋼船の船体構造 及び船体艤装</p> <p>4 章 区画</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>船舶区画規定第七編 (新設) 第 117 条</p> <p>JG 殿に確認したところ、管海官庁による確認が必要とのことなので、改めた。</p>

「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>がやむを得ないと認める場合</p> <p>(2) 本会が適当と認める措置を講じている場合</p> <p>(3) 船舶区画規程等の一部を改正する省令（平成 20 年 10 月 29 日国土交通省令第 88 号）による改正前の区画規程第 2 編第 6 章（損傷時の復原性）の規定に適合する船舶である場合</p> <p>4.4.2 水密隔壁の配置</p> <p>-1. 旅客輸送貨物船等は、いずれの一区画に浸水したときにおいても、次の(1)及び(2)を満足する平衡状態で当該船舶が浮かんでいる位置に隔壁を配置しなければならない。</p> <p>(1) 浸水後の水線が浸水の可能性のあるいずれの開口の下縁よりも下方にあること。</p> <p>(2) 浸水後のメタセンタ高さが 50 mm 以上あること。</p> <p>-2. 当該船舶の構造等を考慮し、本会が差し支えないと認める場合には、この限りではない。</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>船舶区画規定第七編 (新設) 第 118 条</p>

「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
高速船規則	高速船規則	
8編 浮力、復原力及び区画	8編 浮力、復原力及び区画	
1章 通則	1章 通則	
1.6 排水量モードにおける損傷時の浮力及び復原性要件	1.6 排水量モードにおける損傷時の浮力及び復原性要件	船舶区画規定第七編 (新設) 第 117 条
<u>1.6.6 旅客輸送貨物船等に対する特別要件*</u> <ul style="list-style-type: none"> -1. 本規定は、旅客輸送貨物船等に適用する。 -2. 旅客輸送貨物船等とは、海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶(物のみの運送の用に供する船舶及び平水区域を航行区域とする船舶を除く。)をいう。 -3. 次の(1)から(3)のすべてに該当する旅客輸送貨物船等に対しては、2027年4月1日以降最初に行われる製造中登録検査又は定期検査が開始されるまでの間は規則8編1.6.6を適用しない。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 2029年4月1日前に建造契約が行われるもの (2) 建造契約が存在しない場合には、2029年10月1日前に建造開始段階にあるもの (3) 2033年4月1日前に引渡しが行われるもの -4. 前-3.の船舶が次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合、規則8編1.6.6を適用しなくても差し支えない。 	<ul style="list-style-type: none"> (新規) (新規) (新規) (新規) 	JG 殿に確認したところ、管海官庁による確

「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>(1) 航海の態様、その他の事情を考慮し、管海官庁がやむを得ないと認める場合</p> <p>(2) 本会が適当と認める措置を講じている場合</p> <p>(3) 船舶区画規程等の一部を改正する省令（平成 20 年 10 月 29 日国土交通省令第 88 号）による改正前の区画規程第 2 編第 6 章（損傷時の復原性）の規定に適合する船舶である場合</p> <p>-5. 旅客輸送貨物船等は、いずれの一区画に浸水したときにおいても、次の(1)及び(2)を満足する平衡状態で当該船舶が浮かんでいる位置に隔壁を配置しなければならない。</p> <p>(1) 浸水後の水線が浸水の可能性のあるいずれの開口の下縁よりも下方にあること。</p> <p>(2) 浸水後のメタセンタ高さが 50 mm 以上あること。</p> <p>-6. 当該船舶の構造等を考慮し、本会が差し支えないと認める場合には、この限りではない。</p>	(新規)	認が必要とのことなので、改めた。
	(新規)	船舶区画規定第七編 (新設) 第 118 条

「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>鋼船規則検査要領 B 編 船級検査</p> <p>B1 通則</p> <p>B1.1 検査</p> <p>B1.1.3 船級維持検査の時期</p> <p>-3. 規則 B 編 1.1.3-3.(5)に該当する臨時検査については、次による。 (省略)</p> <p>(31) 旅客輸送貨物船等に対する特別要件</p> <p>次の(a)から(c)のすべてに該当する旅客輸送貨物船等にあっては、2027年4月1日以降最初の定期検査の時期までに、規則 C 編 1 編 2.2.4, CS 編 4.4 及び高速船規則 8 編 1.6.6 に規定する旅客輸送貨物船等に対する特別要件に適合していることを、検査により確認を受ける。ここでいう「旅客輸送貨物船等」とは、海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶（物のみの運送の用に供する船舶及び平水区域を航行区域とする船舶を除く。）をいう。</p> <p>(a) 2029年4月1日前に建造契約が行われる旅客輸送貨物船等</p> <p>(b) 建造契約が存在しない場合には、2029年10月1日前に建造開始段階にある旅客輸送貨物船等</p>	<p>鋼船規則検査要領 B 編 船級検査</p> <p>B1 通則</p> <p>B1.1 検査</p> <p>B1.1.3 船級維持検査の時期</p> <p>-3. 規則 B 編 1.1.3-3.(5)に該当する臨時検査については、次による。 (省略)</p>	旅客輸送貨物船等に対する特別要件の遡及適用について規定する。

「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>(c) 2033年4月1日前に引渡しが行われる旅客輸送貨物船等 ただし、規則C編1編2.2.4.1-4., 規則CS編4.4.1-4.及び高速船規則8編1.6.6-4.に掲げる(1)から(3)のいずれかに該当する場合、当該規定によることができる。</p> <p>B2 登録検査</p> <p>B2.1 製造中登録検査</p> <p>B2.1.7 検査</p> <p><u>-3. 規則B編2.1.7-2.の適用上、規則B編表B2.7第22項でいう水位検知装置とは、D13.8.5-3.に適合するもの</u>をいう。</p> <p><u>-4. 規則B編2.1.7-5.の適用上、船体コンストラクションファイルは完工時に次の(1)及び(2)のことが確認されること。ここでは、関連要件に適合していることを確認するために図面及び書類の評価を行うことを意図するものではない。</u></p> <p>(1) 船上に保管される船体コンストラクションファイルについては、含むべき情報が船上に保管されている。</p> <p>(2) 陸上アーカイブに保管される船体コンストラクションについては、含むべき情報が図面及び図書の一覧に記載されている。</p> <p><u>-5. 規則B編2.1.7-8.(1)にいう「復原性に関する要目」</u></p>	<p>B2 登録検査</p> <p>B2.1 製造中登録検査</p> <p>B2.1.7 検査</p> <p>(新規)</p> <p><u>-3. 規則B編2.1.7-5の適用上、船体コンストラクションファイルは完工時に次の(1)及び(2)のことが確認されること。ここでは、関連要件に適合していることを確認するために図面及び書類の評価を行うことを意図するものではない。</u></p> <p>(1) 船上に保管される船体コンストラクションファイルについては、含むべき情報が船上に保管されている。</p> <p>(2) 陸上アーカイブに保管される船体コンストラクションについては、含むべき情報が図面及び図書の一覧に記載されている。</p> <p><u>-4. 規則B編2.1.7-7.(1)にいう「復原性に関する要目」</u></p>	

「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>のうち横揺周期については、動揺試験により定めること。ただし、L_fが 24 m 未満の船舶及び特殊な船型の船舶を除き、本会が特に認めた場合は、動揺試験を省略して差し支えない。この場合、動揺周期は規則 U 編 2.3.1-1.(2)に規定する近似式による値とすることができます。</p> <p>-6. 規則 B 編 2.1.7-8.(3)により、復原性試験を省略する場合、軽荷重量査定試験を行い、次の(1)と(2)の偏差が、軽荷重量について表 B2.1.7-1.に掲げる値を超えないこと及び船の長さ方向の重心位置について船の乾舷用長さ (L_f) (国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶以外のものにあっては、船の長さ (L) とする。) の 0.5 %を超えないことを確認すること。なお、ここでいう同型船とは、原則として、同一造船所にて同一図面により建造される船舶とする。</p> <p>(1) 本船の軽荷重量査定試験から得られた軽荷重量及び船の長さ方向の重心位置</p> <p>(2) 同型船の軽荷重量及び船の長さ方向の重心位置。ただし、設計変更がある場合、その設計変更にともなう修正をこれに加えて得られたもの。</p>	<p>のうち横揺周期については、動揺試験により定めること。ただし、L_fが 24 m 未満の船舶及び特殊な船型の船舶を除き、本会が特に認めた場合は、動揺試験を省略して差し支えない。この場合、動揺周期は規則 U 編 2.3.1-1.(2)に規定する近似式による値とすることができます。</p> <p>-5. 規則 B 編 2.1.7-8.(3)により、復原性試験を省略する場合、軽荷重量査定試験を行い、次の(1)と(2)の偏差が、軽荷重量について表 B2.1.7-1.に掲げる値を超えないこと及び船の長さ方向の重心位置について船の乾舷用長さ (L_f) (国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶以外のものにあっては、船の長さ (L) とする。) の 0.5 %を超えないことを確認すること。なお、ここでいう同型船とは、原則として、同一造船所にて同一図面により建造される船舶とする。</p> <p>(1) 本船の軽荷重量査定試験から得られた軽荷重量及び船の長さ方向の重心位置</p> <p>(2) 同型船の軽荷重量及び船の長さ方向の重心位置。ただし、設計変更がある場合、その設計変更にともなう修正をこれに加えて得られたもの。</p>	
<p>-7. 規則 B 編 2.1.7-8.(3)及び前<u>6.</u>の規定により復原性試験を省略した場合、当該船舶の軽荷重量及び重心位置は次の(1)及び(2)によること。</p>	<p>-6. 規則 B 編 2.1.7-8.(3)及び前<u>5.</u>の規定により復原性試験を省略した場合、当該船舶の軽荷重量及び重心位置は次の(1)及び(2)によること。</p>	<p>-3.追加による参照ずれのため</p>

表 B2.1.7-1. 傾斜試験省略に係る軽荷重量の許容偏差

乾舷用長さ (L_f)	50 m 未満	50 m 以上, 160 m 以下	160 m を超える
許容偏差 (復原性試験を実施した同型船の軽荷重量に対する割合で表す。)	2 %	線形補間による	1 %

「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>(1) 軽荷重量並びに船の長さ方向及び幅方向の重心位置は、前<u>6.(1)</u>による値とする。</p> <p>(2) 深さ方向の重心位置については、復原性試験を実施した同型船の値又は本船に関して計算により求められる値のいずれか大きい方の値とする。</p> <p><u>-8.</u> 規則 B 編 2.1.7-8.(4)の復原性計算機に関する試験については、検査要領 U 編附属書 U1.2.2「復原性計算機に関する検査要領」によること。また、「復原性計算機」とは、船橋、荷役制御室等で使用される復原性計算機又は復原性計算用のソフトウェアがインストールされたコンピュータをいう。</p> <p><u>-9.</u> 規則 B 編 2.1.7-8.(4)の復原性計算機に関する試験については、IMO 決議 MSC.267(85) “International Code on Intact Stability, 2008 (2008 IS Code)” の B 編 4 章によること。</p> <p>B3 年次検査</p> <p>B3.2 船体、艤装、消火設備及び備品の年次検査</p> <p>B3.2.3 効力試験 (削除)</p>	<p>(1) 軽荷重量並びに船の長さ方向及び幅方向の重心位置は、前<u>5.(1)</u>による値とする。</p> <p>(2) 深さ方向の重心位置については、復原性試験を実施した同型船の値又は本船に関して計算により求められる値のいずれか大きい方の値とする。</p> <p><u>-7.</u> 規則 B 編 2.1.7-8.(4)の復原性計算機に関する試験については、検査要領 U 編附属書 U1.2.2「復原性計算機に関する検査要領」によること。また、「復原性計算機」とは、船橋、荷役制御室等で使用される復原性計算機又は復原性計算用のソフトウェアがインストールされたコンピュータをいう。</p> <p><u>-8.</u> 規則 B 編 2.1.7-8.(4)の復原性計算機に関する試験については、IMO 決議 MSC.267(85) “International Code on Intact Stability, 2008 (2008 IS Code)” の B 編 4 章によること。</p> <p>B3 年次検査</p> <p>B3.2 船体、艤装、消火設備及び備品の年次検査</p> <p>B3.2.3 効力試験</p> <p><u>-6. 規則 B 編表 B3.3 第 9 項にいう水位検知警報装置 (規則 D 編 13.8.5, 規則 D 編 13.8.6 及び規則 D 編 13.8.7 参照) の検査は、次の船舶に設置される装置に適用する。</u></p> <p><u>(1) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の貨物船であって、乾舷甲板より下方に单一の貨物</u></p>	<p>規則 D 編 13.8.5, 13.8.6 及び 13.8.7 以外で要求される水位検知警報装置についても、年次検査において任意に</p>

「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
	<p>倉を有するもの及び乾舷甲板より下方に複数の貨物倉を有するが、1以上の隔壁により乾舷甲板まで水密に区画されていないもののうち、次のもの</p> <p>(a) 1998年7月1日前に建造開始段階にあったものについては、乾舷用長さ (L_f) が 100 m 未満のもの</p> <p>(b) 1998年7月1日以降に建造開始段階にあったものについては、乾舷用長さ (L_f) が 80 m 未満のもの</p> <p>(2) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶で、次のもの</p> <p>(a) 2006年7月1日前に建造開始段階にあった規則 B 編 1.3.1(13)に定義するばら積貨物船</p> <p>(b) 2006年7月1日以降に建造開始段階にあった規則 C 編 2-2 編附屬書 1.1 An1.1.2(1)に定義するばら積貨物船</p> <p>(3) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の貨物船であって、規則 C 編 2-2 編附屬書 1.1 An1.2.1(1)に定義するばら積貨物船及びタンカー以外の複数の船倉を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(a) 2024年1月1日以降に建造契約が行われるもの</p> <p>(b) 建造契約がない場合には、2024年7月1日以降に建造開始段階にあるもの</p> <p>(c) 2028年1月1日以降に引渡しが行われるもの</p>	選択されたものに対して実施する作動試験の対象とする。

「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>-6. 規則 B 編表 B3.3 第 10 項にいう排水設備(規則 D 編 13.5.10 参照)の検査は、次の船舶に設置される装置に適用する。</p> <p>(1) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶で、次のもの</p> <p>(a) 2006 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった規則 B 編 1.3.1(13)に定義するばら積貨物船</p> <p>(b) 2006 年 7 月 1 日以降に建造開始段階にあつた規則 C 編 2-2 編附属書 1.1 An1.2.1(1)に定義するばら積貨物船</p>	<p>-7. 規則 B 編表 B3.3 第 10 項にいう排水設備(規則 D 編 13.5.10 参照)の検査は、次の船舶に設置される装置に適用する。</p> <p>(1) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶で、次のもの</p> <p>(a) 2006 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった規則 B 編 1.3.1(13)に定義するばら積貨物船</p> <p>(b) 2006 年 7 月 1 日以降に建造開始段階にあつた規則 C 編 2-2 編附属書 1.1 An1.2.1(1)に定義するばら積貨物船</p>	

「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>鋼船規則検査要領 C 編 船体構造及び船体艤装</p> <p>1 編 共通</p> <p>C2 一般配置要件</p> <p>C2.2 隔壁配置</p> <p>C2.2.4 旅客輸送貨物船等に対する特別要件</p> <p>-1. <u>C 編 1 編 2.2.4.1-4.にいう「本会が適當と認める措置」とは、次の(1)から(4)に適合する検知器及び警報盤により構成される浸水警報装置を当該船舶に備えること</u>をいう。</p> <p>(1) 検知器は、直接打ち込みによる浸水のおそれがある上甲板下の区画に浸水が生じた場合に、警報盤に信号を伝達できるものであること。この場合において、区画とは、船底外板、船側外板(又は縦通隔壁)、上甲板及び横置隔壁に囲まれた区画をいう。なお、風雨密のハッチその他浸水した水の流れを制限するような開口(電線貫通部その他の小開口を含む。)を有する隔壁及び甲板に囲まれた場所も一の区画として取り扱うものとする。</p> <p>(2) 検知器は、直接打ち込みによる浸水のおそれがある上甲板下の区画ごとに備え付けられている</p>	<p>鋼船規則検査要領 C 編 船体構造及び船体艤装</p> <p>1 編 共通</p> <p>C2 一般配置要件</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>船舶検査心得附則 2.2(a)</p> <p>JG 殿に確認したところ、浸水警報装置の性能基準は設けておらず、型式承認品でなくとも差支えないとのことなので、当該規定を削除した。</p>

「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>こと。浸水のおそれがある区画の長さが船の長さの 1/2 以上の場合にあっては当該区画の前部及び後部の 2 箇所に備え付けられていること。 ただし、浸水した場合に沈没の可能性が低い区画にあっては備え付けることを要しない。</p> <p>(3) <u>自動化設備規則4章を適用する船舶にあっては、機関室に検知器が備え付けられていること。ただし、機関室の浸水を船橋において常に視認することができる措置に代えることができる。</u></p> <p>(4) <u>警報盤は、検知器からの信号が伝達された場合に、船橋において可視可聴の警報を発するものであること。この場合において、可視警報は、視覚により明確に識別できるものであり、2以上の区画の浸水を検知するものにあっては、検知した区画をそれぞれ視覚により明確に識別できるものであり、また、可聴警報は、船舶の航行中においても明確に警報音を聞き取ることができるものであること。</u></p> <p><u>-2. 前 C2.2.4-1.にいう「直接打ち込みによる浸水のおそれがある上甲板下の区画」とは、次の(1)又は(2)とする。</u></p> <p>(1) <u>上甲板に開口を有する区画であって、当該開口の閉鎖装置の開閉状態が船橋において常に視認できない区画</u></p> <p>(2) <u>上甲板に設けられた閉鎖装置が備えられていない開口を甲板室又は船楼で閉囲している区画であって、当該甲板室又は船楼の開口の閉鎖装置の開閉状態が船橋において常に視認できない区</u></p>		
	(新規)	船舶検査心得附則 2.2(a)の (注 1)

「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>画</p> <p>-3. 前 C2.2.4-1.にいう「浸水した場合に沈没の可能性が低い区画」とは、直接打ち込みによる浸水のおそれがある上甲板下の区画であって、次の(1)から(4)に掲げるものとする。</p> <p>(1) 船首隔壁より前方の区画</p> <p>(2) 出航状態において液体を搭載している船体の一部を構成する燃料タンク</p> <p>(3) 出航状態において液体を搭載している船体の一部を構成する清水タンク</p> <p>(4) その他、当該区画の上甲板まで浸水した場合においても C 編 1 編 2.2.4.2 を満足する区画</p> <p>-4. 前-1.及び-2.にいう「視認」とは、カメラによる視認を含む。</p> <p>-5. 旅客輸送貨物船等は C 編 1 編附属書 1.1 「航路制限による特別要件」 の An1.3.1-1.(11), An1.3.1-2.(13) 及び An1.3.1-3.(3) の規定にかかわらず、C 編 1 編 2.3.2.1-2., 2.4.1.1-1. 並びに 2.2.1.1-7. の規定に適合しなければならない。ただし、C 編 1 編 2.2.4.1-4. に該当する船舶は除く。</p> <p>-6. C 編 1 編 2.2.4.2-1.にいう「一区画」とは、船体、水密隔壁、水密甲板等により囲まれた上甲板下の区画をいう。</p> <p>-7. C 編 1 編 2.2.4.2-1.にいう「いずれの一区画に浸水したとき」とは、次の(1)から(3)による。この場合における浸水区画の浸水率は、C 編 1 編表 2.3.1-1.及び表 2.3.1-2.によるものとする。ただし、精密な計算により決定しても差し支えない。</p> <p>(1) 上甲板に開口を有する一の水密区画に当該区画</p>	(新規)	船舶検査心得附則 2.2(a)の (注 2)
	(新規)	船舶検査心得附則 2.2(a) (注 1) (注 2)
	(新規)	旅客輸送貨物船等は従前の特例措置によらず確率論による損傷時復原性の要件を適用
	(新規)	船舶検査心得 118(a)
	(新規)	船舶検査心得 118(b)

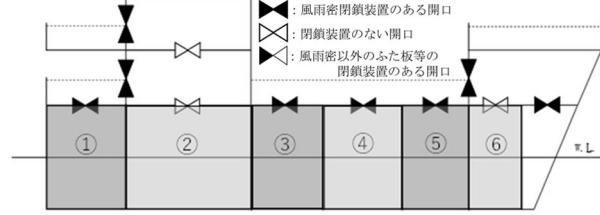
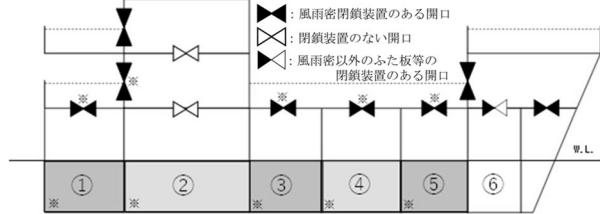
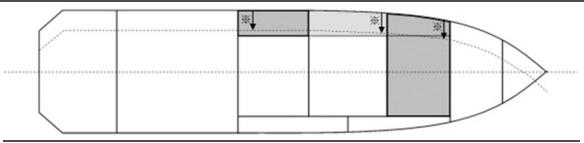
「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>(図 C2.2.4-1.①, ③, ④, ⑤) の上端まで船外から海水が打ち込んで浸水したとき。ただし、次の(a)又は(b)による場合には、当該区画(図 C2.2.4-2.①, ③, ④, ⑤)への浸水は、当該浸水状態における船舶の外側の水面までの浸水を想定して差し支えない。</p> <p>(a) 船橋において可視可聴警報を発する浸水警報装置を水密区画内に備える場合</p> <p>(b) 船橋において開閉状態を可視表示する開閉指示器を開口に備える場合</p> <p>(2) 上甲板に設けた開口を閉囲する船楼又は甲板室の出入口から直接通じる一の水密区画に、当該区画(図 C2.2.4-1.②, ⑥)の上端まで船外から海水が打ち込んで浸水したとき。ただし、次の(a)又は(b)による場合には、当該区画(図 C2.2.4-2.②)への浸水は、当該浸水状態における船舶の外側の水面までの浸水を想定して差し支えない。なお、船楼又は甲板室内の上甲板の開口に、風雨密以外のふた板等を含む閉鎖装置を備える場合(図 C2.2.4-2.⑥)には、打ち込みによる浸水は想定しないものとする。</p> <p>(a) 船橋において可視可聴警報を発する浸水警報装置を水密区画内に備える場合</p> <p>(b) 船橋において開閉状態を可視表示する開閉指示器を船楼又は甲板室の出入口に備える場合</p> <p>(3) 外板に近接する区画であって、暴露甲板に開口を有しない一の水密区画に、船側外板又は船底</p>		

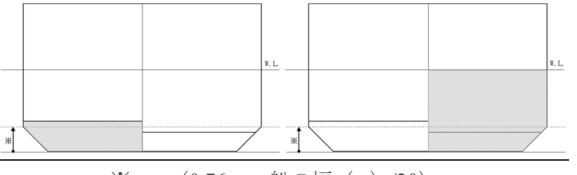
「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>外板の損傷個所より浸水したとき（浸水状態における船舶の外側の水面まで浸水した状態を想定）。外板に近接する区画とは、次の(a)から(c)のいずれかに該当する区画をいう。</p> <p>(a) 船側外板又は船底外板の一部を構成する水密区画（外板に接する水密区画）</p> <p>(b) 最高区画喫水の水平面において外板から船体中心線に直角に測った距離が船の幅の$1/20$又は0.75 mのうちいずれか大きい値の箇所まで損傷した場合に浸水する水密区画（図 C2.2.4-3.参照）</p> <p>(c) キール線の水平面から測った垂直距離が船の幅の$1/20$又は0.76 mのうちいずれか大きい値の箇所まで損傷した場合に浸水する水密区画（図 C2.2.4-4.参照）</p> <p>-8. C 編 1 編 2.2.4.2-1.にいう「隔壁」とは、C 編 1 編 2.2 に規定する水密隔壁をいう。なお、当該隔壁は、開口を設ける場合を含めて C 編 1 編 2.2.2.1-1.の規定に適合するものであること。</p> <p>-9. C 編 1 編 2.2.4.2-1.にいう「浸水の可能性があるいずれの開口」とは、上甲板に設けられた風雨密その他の開口をいい、ボルトで固定するマンホールを含まない。</p> <p>-10. C 編 1 編 2.2.4.2-1.への適合性を確認するため、重量付加法により浸水区画の上端までの浸水等を想定し浸水時の復原性を計算する場合には、当該区画に浸水した海水の自由表面による影響を最大限考慮すること。</p> <p>-11. C 編 1 編 2.2.4.2-2.にいう「本会が差し支えないと認める場合」とは、C 編 1 編 2.3 の規定の適用を受ける</p>	(新規)	船舶検査心得 118(c)
	(新規)	船舶検査心得 118(e)
	(新規)	船舶検査心得 118(f)
	(新規)	船舶検査心得 118(d) 確率論の適用船 旧旅客船の復原性基

「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p><u>船舶である場合をいう。</u></p> <p>図 C2.2.4-1. 開口への打ち込み想定浸水</p> 		準に適合する貨物船については、規則2.2.4.1-4.で適合不要と規定あり
<p>図 C2.2.4-2. 警報等を備えた場合の想定浸水</p>  <p>※水密区画に浸水警報装置の検知器又は当該区画の暴露部の開口に開閉指示器を設置</p>	(新規)	
<p>図 C2.2.4-3. 船側損傷による浸水のイメージ</p>  <p>※max (0.75 m, 船の幅 (m) /20)</p>	(新規)	

「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>図 C2.2.4-4. 船側損傷による浸水のイメージ</p>  <p>※max (0.76 m, 船の幅 (m) /20)</p>	(新規)	

「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>鋼船規則検査要領 CS 編 小型鋼船の船体構造 及び船体艤装</p> <p>CS4 区画</p> <p><u>CS4.4 旅客輸送貨物船等に対する特別要件</u></p> <p>CS4.4.1 適用</p> <p>-1. 規則 CS 編 4.4.1-4. にいう「本会が適當と認める措置」とは、次の(1)から(4)に適合する検知器及び警報盤により構成される浸水警報装置を当該船舶に備えることをいう。</p> <p>(1) 検知器は、直接打ち込みによる浸水のおそれがある上甲板下の区画に浸水が生じた場合に、警報盤に信号を伝達できるものであること。この場合において、区画とは、船底外板、船側外板（又は縦通隔壁）、上甲板及び横置隔壁に囲まれた区画をいう。なお、風雨密のハッチその他浸水した水の流れを制限するような開口（電線貫通部その他の小開口を含む。）を有する隔壁及び甲板に囲まれた場所も一の区画として取り扱うものとする。</p> <p>(2) 検知器は、直接打ち込みによる浸水のおそれがある上甲板下の区画ごとに備え付けられていること。浸水のおそれがある区画の長さが船の長さの 1/2 以上の場合にあっては当該区画の前部</p>	<p>鋼船規則検査要領 CS 編 小型鋼船の船体構造 及び船体艤装</p> <p>CS4 区画</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>船舶検査心得附則 2.2(a)</p> <p>JG 殿に確認したところ、浸水警報装置の性能基準は設けておらず、型式承認品でなくとも差支えないとのことなので、当該規定を削除した。</p>

「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>及び後部の 2 箇所に備え付けられていること。 ただし、浸水した場合に沈没の可能性が低い区画にあっては備え付けることを要しない。</p> <p>(3) <u>自動化設備規則4章を適用する船舶にあっては、機関室に検知器が備え付けられていること。ただし、機関室の浸水を船橋において常に視認することができる措置に代えることができる。</u></p> <p>(4) <u>警報盤は、検知器からの信号が伝達された場合に、船橋において可視可聴の警報を発するものであること。この場合において、可視警報は、視覚により明確に識別できるものであり、2以上の区画の浸水を検知するものにあっては、検知した区画をそれぞれ視覚により明確に識別できるものであり、また、可聴警報は、船舶の航行中においても明確に警報音を聞き取ることができるものであること。</u></p> <p><u>-2. 前-1.にいう「直接打ち込みによる浸水のおそれがある上甲板下の区画」とは、次の(1)又は(2)とする。</u></p> <p>(1) <u>上甲板に開口を有する区画であって、当該開口の閉鎖装置の開閉状態が船橋において常に視認できない区画</u></p> <p>(2) <u>上甲板に設けられた閉鎖装置が備えられていない開口を甲板室又は船楼で閉囲している区画であって、当該甲板室又は船楼の開口の閉鎖装置の開閉状態が船橋において常に視認できない区画</u></p> <p><u>-3. 前-1.にいう「浸水した場合に沈没の可能性が低い区画」とは、直接打ち込みによる浸水のおそれがある上</u></p>	(新規)	船舶検査心得附則 2.2(a)の (注 1)
	(新規)	船舶検査心得附則 2.2(a)の (注 2)

「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>甲板下の区画であって、次の(1)から(4)に掲げるものとする。</p> <p>(1) 船首隔壁より前方の区画</p> <p>(2) 出航状態において液体を搭載している船体の一部を構成する燃料タンク</p> <p>(3) 出航状態において液体を搭載している船体の一部を構成する清水タンク</p> <p>(4) その他、当該区画の上甲板まで浸水した場合においても規則 CS 編 4.4.2 を満足する区画</p> <p>-4. 前-1.及び-2.にいう「視認」とは、カメラによる視認を含む。</p>	(新規)	船舶検査心得附則 2.2(a) (注1) (注2)
<p>CS4.4.2 水密隔壁の配置</p> <p>-1. 旅客輸送貨物船等は CS1.1.1-1.(13), CS1.1.1-2.(15)及び CS1.1.1-3.(2)の規定にかかわらず、規則 CS 編 4.2.1-2., 同 6.1.1-1.並びに同 13.1.1-5.の規定に適合しなければならない。ただし、規則 CS 編 4.4.1-4.に該当する船舶は除く。</p> <p>-2. 規則 CS 編 4.4.2-1.にいう「一区画」とは、船体、水密隔壁、水密甲板等により囲まれた上甲板下の区画をいう。</p> <p>-3. 規則 CS 編 4.4.2-1.にいう「いずれの一区画に浸水したとき」とは、次の(1)から(3)による。この場合における浸水区画の浸水率は、規則 CS 編表 CS4.1-1 及び表 CS4.1-2 によるものとする。ただし、精密な計算により決定しても差し支えない。</p> <p>(1) 上甲板に開口を有する一の水密区画に当該区画(図 CS4.1①, ③, ④, ⑤)の上端まで船外から海水が打ち込んで浸水したとき。ただし、次の(a)</p>	(新規) (新規) (新規) (新規)	旅客輸送貨物船等は従前の特例措置によらず確率論による損傷時復原性の要件を適用 船舶検査心得 118(a) 船舶検査心得 118(b)

「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>又は(b)による場合には、当該区画（図 CS4.2①, ③, ④, ⑤）への浸水は、当該浸水状態における船舶の外側の水面までの浸水を想定して差し支えない。</p> <p>(a) 船橋において可視可聴警報を発する浸水警報装置を水密区画内に備える場合</p> <p>(b) 船橋において開閉状態を可視表示する開閉指示器を開口に備える場合</p> <p>(2) 上甲板に設けた開口を閉囲する船楼又は甲板室の出入口から直接通じる一の水密区画に、当該区画（図 CS4.1②, ⑥）の上端まで船外から海水が打ち込んで浸水したとき。ただし、次の(a)又は(b)による場合には、当該区画（図 CS4.2②）への浸水は、当該浸水状態における船舶の外側の水面までの浸水を想定して差し支えない。なお、船楼又は甲板室内の上甲板の開口に、風雨密以外のふた板等を含む閉鎖装置を備える場合（図 CS4.2⑥）には、打ち込みによる浸水は想定しないものとする。</p> <p>(a) 船橋において可視可聴警報を発する浸水警報装置を水密区画内に備える場合</p> <p>(b) 船橋において開閉状態を可視表示する開閉指示器を船楼又は甲板室の出入口に備える場合</p> <p>(3) 外板に近接する区画であって、暴露甲板に開口を有しない一の水密区画に、船側外板又は船底外板の損傷個所より浸水したとき（浸水状態における船舶の外側の水面まで浸水した状態を想</p>		

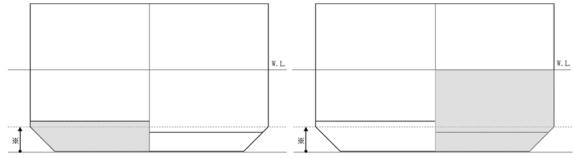
「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>定)。外板に近接する区画とは、次の(a)から(c)のいずれかに該当する区画をいう。</p> <p>(a) 船側外板又は船底外板の一部を構成する水密区画（外板に接する水密区画）</p> <p>(b) 最高区画喫水の水平面において外板から船体中心線に直角に測った距離が船の幅の$1/20$又は0.75 mのうちいずれか大きい値の箇所まで損傷した場合に浸水する水密区画（図 CS4.3 参照）</p> <p>(c) キール線の水平面から測った垂直距離が船の幅の$1/20$又は0.76 mのうちいずれか大きい値の箇所まで損傷した場合に浸水する水密区画（図 CS4.4 参照）</p> <p>-4. 規則 CS 編 4.4.2-1.にいう「隔壁」とは、規則 CS 編 13 章に規定する水密隔壁をいう。なお、当該隔壁は、開口を設ける場合を含めて規則 CS 編 13.3 の規定に適合すること。</p> <p>-5. 規則 CS 編 4.4.2-1.にいう「浸水の可能性があるいずれの開口」とは、上甲板に設けられた風雨密その他の開口をいい、ボルトで固定するマンホールを含まない。</p> <p>-6. 規則 CS 編 4.4.2-1.への適合性を確認するため、重量付加法により浸水区画の上端までの浸水等を想定し浸水時の復原性を計算する場合には、当該区画に浸水した海水の自由表面による影響を最大限考慮すること。</p> <p>-7. 規則 CS 編 4.4.2-2.にいう「本会が差し支えないと認める場合」とは、規則 CS 編 4.2 の規定の適用を受ける船舶である場合をいう。</p>	(新規)	船舶検査心得 118(c)
	(新規)	船舶検査心得 118(e)
	(新規)	船舶検査心得 118(f)
	(新規)	船舶検査心得 118(d) 確率論の適用船 旧旅客船の復原性基準に適合する貨物船について、規則

「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>図 CS4.1 開口への打ち込み想定浸水</p>	(新規)	4.4.1-4.で適合不要と規定あり
<p>図 CS4.2 警報等を備えた場合の想定浸水</p>	(新規)	
<p>※水密区画に浸水警報装置の検知器又は当該区画の暴露部の開口に開閉指示器を設置</p>		
<p>図 CS4.3 船側損傷による浸水のイメージ</p>	(新規)	
<p>※max (0.75 m, 船の幅 (m) /20)</p>		

「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p><u>図 CS4.4 船側損傷による浸水のイメージ</u></p>  <p>※max (0.76 m, 船の幅 (m) /20)</p>	<p>(新規)</p>	

「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
高速船規則検査要領	高速船規則検査要領	
8編 浮力、復原性及び区画	8編 浮力、復原性及び区画	
1章 通則	1章 通則	
<u>1.6 排水量モードにおける損傷時の浮力及び復原性要件</u>	(新規)	
1.6.6 旅客輸送貨物船等に対する特別要件	(新規)	船舶検査心得附則 2.2(a)
-1. 規則 8編 1.6.6-4.にいう「本会が適當と認める措置」とは、次の(1)から(4)に適合する検知器及び警報盤により構成される浸水警報装置を当該船舶に備えることをいう。	(新規)	
(1) 検知器は、直接打ち込みによる浸水のおそれがある上甲板下の区画に浸水が生じた場合に、警報盤に信号を伝達できるものであること。この場合において、区画とは、船底外板、船側外板(又は縦通隔壁)、上甲板及び横置隔壁に囲まれた区画をいう。なお、風雨密のハッチその他浸水した水の流れを制限するような開口(電線貫通部その他の小開口を含む。)を有する隔壁及び甲板に囲まれた場所も一の区画として取り扱うものとする。		JG 殿に確認したところ、浸水警報装置の性能基準は設けておらず、型式承認品でなくとも差支えないとのことなので、当該規定を削除した。
(2) 検知器は、直接打ち込みによる浸水のおそれがある上甲板下の区画に浸水が生じた場合に、警報盤に信号を伝達できるものであること。この場合において、区画とは、船底外板、船側外板(又は縦通隔壁)、上甲板及び横置隔壁に囲まれた区画をいう。なお、風雨密のハッチその他浸水した水の流れを制限するような開口(電線貫通部その他の小開口を含む。)を有する隔壁及び甲板に囲まれた場所も一の区画として取り扱うものとする。		

「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>ある上甲板下の区画ごとに備え付けられていること。浸水のおそれがある区画の長さが船の長さの 1/2 以上の場合にあっては当該区画の前部及び後部の 2 箇所に備え付けられていること。ただし、浸水した場合に沈没の可能性が低い区画にあっては備え付けることを要しない。</p> <p>(3) <u>自動化設備規則4章を適用する船舶にあっては、機関室に検知器が備え付けられていること。ただし、機関室の浸水を船橋において常に視認することができる措置に代えることができる。</u></p> <p>(4) <u>警報盤は、検知器からの信号が伝達された場合に、船橋において可視可聴の警報を発するものであること。この場合において、可視警報は、視覚により明確に識別できるものであり、2以上の区画の浸水を検知するものにあっては、検知した区画をそれぞれ視覚により明確に識別できるものであり、また、可聴警報は、船舶の航行中においても明確に警報音を聞き取ることができるものであること。</u></p> <p>-2. <u>前-1.にいう「直接打ち込みによる浸水のおそれがある上甲板下の区画」とは、次の(1)又は(2)とする。</u></p> <p>(1) <u>上甲板に開口を有する区画であって、当該開口の閉鎖装置の開閉状態が船橋において常に視認できない区画</u></p> <p>(2) <u>上甲板に設けられた閉鎖装置が備えられていない開口を甲板室又は船楼で閉囲している区画であって、当該甲板室又は船楼の開口の閉鎖装置の開閉状態が船橋において常に視認できない区</u></p>	(新規)	船舶検査心得附則 2.2(a)の (注 1)

「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>画</p> <p><u>-3. 前-1.にいう「浸水した場合に沈没の可能性が低い区画」とは、直接打ち込みによる浸水のおそれがある上甲板下の区画であって、次の(1)から(4)に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) 船首隔壁より前方の区画</p> <p>(2) 出航状態において液体を搭載している船体の一部を構成する燃料タンク</p> <p>(3) 出航状態において液体を搭載している船体の一部を構成する清水タンク</p> <p>(4) その他、当該区画の上甲板まで浸水した場合においても規則8編1.6.6-4.を満足する区画</p> <p><u>-4. 前-1.及び-2.にいう「視認」とは、カメラによる視認を含む。</u></p> <p><u>-5. 旅客輸送貨物船等はC編1編附属書1.1「航路制限による特別要件」のAn1.3.1-1.(11), An1.3.1-2.(13)及びAn1.3.1-3.(3)の規定にかかわらず、C編1編2.3.2.1-2., 2.4.1.1-1.並びに2.2.1.1-7.の規定に適合しなければならない。</u></p> <p><u>-6. 規則8編1.6.6-5.にいう「一区画」とは、船体、水密隔壁、水密甲板等により囲まれた上甲板下の区画をいう。</u></p> <p><u>-7. 規則8編1.6.6-5.にいう「いずれの一区画に浸水したとき」とは、次の(1)から(3)による。この場合における浸水区画の浸水率は、本検査要領4編表4.2.1-1.によるものとする。ただし、精密な計算により決定しても差し支えない。</u></p> <p>(1) 上甲板に開口を有する一の水密区画に当該区画</p>	(新規)	船舶検査心得附則2.2(a)の(注2)
	(新規)	船舶検査心得附則2.2(a) (注1) (注2)
	(新規)	旅客輸送貨物船等は従前の特例措置によらず確率論による損傷時復原性の要件を適用
	(新規)	船舶検査心得 118(a)
	(新規)	船舶検査心得 118(b)

「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>(図 8.1.6.6-1①, ③, ④, ⑤) の上端まで船外から海水が打ち込んで浸水したとき。ただし、次の(a)又は(b)による場合には、当該区画(図 8.1.6.6-2①, ③, ④, ⑤)への浸水は、当該浸水状態における船舶の外側の水面までの浸水を想定して差し支えない。</p> <p>(a) 船橋において可視可聴警報を発する浸水警報装置を水密区画内に備える場合</p> <p>(b) 船橋において開閉状態を可視表示する開閉指示器を開口に備える場合</p> <p>(2) 上甲板に設けた開口を閉囲する船楼又は甲板室の出入口から直接通じる一の水密区画に、当該区画(図 8.1.6.6-1②, ⑥)の上端まで船外から海水が打ち込んで浸水したとき。ただし、次の(a)又は(b)による場合には、当該区画(図 8.1.6.6-2②)への浸水は、当該浸水状態における船舶の外側の水面までの浸水を想定して差し支えない。なお、船楼又は甲板室内の上甲板の開口に、風雨密以外のふた板等を含む閉鎖装置を備える場合(図 8.1.6.6-2⑥)には、打ち込みによる浸水は想定しないものとする。</p> <p>(a) 船橋において可視可聴警報を発する浸水警報装置を水密区画内に備える場合</p> <p>(b) 船橋において開閉状態を可視表示する開閉指示器を船楼又は甲板室の出入口に備える場合</p> <p>(3) 外板に近接する区画であって、暴露甲板に開口を有しない一の水密区画に、船側外板又は船底</p>		

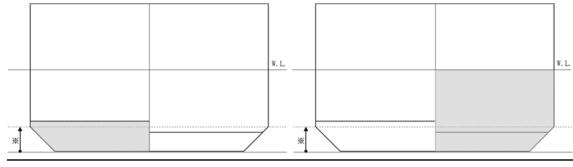
「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>外板の損傷個所より浸水したとき（浸水状態における船舶の外側の水面まで浸水した状態を想定）。外板に近接する区画とは、次の(a)から(c)のいずれかに該当する区画をいう。</p> <p>(a) 船側外板又は船底外板の一部を構成する水密区画（外板に接する水密区画）</p> <p>(b) 最高区画喫水の水平面において外板から船体中心線に直角に測った距離が船の幅の 1/20 又は 0.75 m のうちいずれか大きい値の箇所まで損傷した場合に浸水する水密区画（図 8.1.6.6-3 参照）</p> <p>(c) キール線の水平面から測った垂直距離が船の幅の 1/20 又は 0.76 m のうちいずれか大きい値の箇所まで損傷した場合に浸水する水密区画（図 8.1.6.6-4 参照）</p> <p>-8. 規則 8 編 1.6.6-5.にいう「隔壁」とは、規則 4 編 2 章に規定する水密隔壁をいう。なお、当該隔壁は、開口を設ける場合を含めて C 編 1 編 2.2.2.1-1.の規定に適合するものであること。</p> <p>-9. 規則 8 編 1.6.6-5.にいう「浸水の可能性があるいずれの開口」とは、上甲板に設けられた風雨密その他の開口をいい、ボルトで固定するマンホールを含まない。</p> <p>-10. 規則 8 編 1.6.6-5.への適合性を確認するため、重量付加法により浸水区画の上端までの浸水等を想定し浸水時の復原性を計算する場合には、当該区画に浸水した海水の自由表面による影響を最大限考慮すること。</p> <p>-11. 規則 8 編 1.6.6-6.にいう「本会が差し支えないと認める場合」とは、C 編 1 編 2.3 の規定の適用を受ける船舶である場合をいう。</p>	(新規)	船舶検査心得 118(c)
	(新規)	船舶検査心得 118(e)
	(新規)	船舶検査心得 118(f)
	(新規)	船舶検査心得 118(d) 確率論の適用船 旧旅客船の復原性基準に適合する貨物船

「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>図 8.1.6.6-1. 開口への打ち込み想定浸水</p>	(新規)	については、規則1.6.6-4.で適合不要と規定あり
<p>図 8.1.6.6-2. 警報等を備えた場合の想定浸水</p>	(新規)	
<p>図 8.1.6.6-3. 船側損傷による浸水のイメージ</p>	(新規)	

「旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>図 8.1.6.6-4. 船側損傷による浸水のイメージ</p>  <p>※max (0.76 m, 船の幅 (m) /20)</p>	(新規)	
附 則		
<p>1. この改正は、2026年1月1日から施行する。</p>		